

平田商工会議所「未来創出事業助成金」交付申請要領

(目的)

第1条 この助成金は、若年層が地域と連携して行う平田地域の振興・活性化を図る事業等に対し、必要な経費の一部を補助して、事業の円滑な推進に資することを目的とする。

(対象者、対象事業)

第2条 対象者は、前条の目的に沿った下表の事業を実施しようとする個人、法人又は団体とする。但し、対象者の内、原則として平田商工会議所の補助事業対象者は除く。

助成対象事業
1. 若年層（概ね40歳未満）が平田地域の企業や団体等と連携して行う地域活性化に資する事業
2. 平田高校との連携により取組む地域活性化に資する事業
3. 平田高校生が地域協働フォーラムで提案したアイデアの実現化事業
4. 上記事業を推進するために必要な事業・活動

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は事業に要する経費のうち以下の経費とする。

- (1) 人件費
- (2) 広告宣伝費
- (3) 旅費交通費
- (4) 消耗品費
- (5) 支払手数料
- (6) その他事業遂行上、必要と認められる経費

但し、補助金交付決定以前に実施した経費及び事業内容と照らし、事業を実施する上で適当でないと認められる経費は補助対象としない。

(助成金額)

第4条 事業に対する助成金額及び助成率は以下の通りとする。

助成率：補助対象経費の2/3以内（千円未満切捨て）

助成上限：20万円

(申請方法)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、未来創出事業助成金申請書（別紙1）を記入の上、事業内容の詳細がわかる資料を添付の上、【事務局：平田商工会議所】へ提出する。

(審査)

第6条 提出された申請書は未来づくり委員会において審査し、助成の可否を決定する。

(通知)

第7条 助成対象先には後日、交付決定通知書(別紙2)を交付し通知する。

(事業期間)

第8条 事業期間は助成対象となる事業が全て終了した日(以下「事業完了日」とする。)又は事業実施年度の1月31日のいずれか早い日までとする。

(報告)

第9条 助成金の対象者は事業終了後、事業完了日から1ヵ月以内、又は事業実施年度の2月28日のいずれか早い日までに領収書等の写しを添えた助成事業等事業報告書(別紙3)を提出しなければならない。

(助成の取消)

第10条 次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1)助成対象者が、法令、本要領に違反した場合
- (2)助成対象者が、助成金を助成対象事業以外の用途に使用した場合
- (3)助成対象者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4)助成決定後に生じた事情により、助成事業の全部又は一部の実施・継続の必要が無くなった場合

(返還)

第11条 前条の取消対象となった場合、提出された助成事業等事業報告書の内容に重大な虚偽がある場合、又は事業遂行上、適当でない経費支出が認められる場合、助成金の全部又は一部を返還しなければならない

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項で、事業遂行に際し必要な事項は都度委員会において決定する。

附則

この要領は令和3年4月1日より施行する

附則

この改正要領は令和5年4月1日より施行する